

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正平成13年法律第151号 以下「PFI法」といいます。）第6条の規定により，県立可部高等学校移転整備事業を特定事業として選定しましたので，同法第8条の規定により，特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成17年3月31日  
広島県知事 藤田 雄山

県立可部高等学校移転整備事業  
特定事業の選定について

平成17年3月31日

広島県

## I. 事業概要

### 1. 特定事業の名称

県立可部高等学校移転整備事業

### 2. 公共施設等の種類

校舎等施設（校舎，屋内運動場，グラウンド等）

### 3. 公共施設等の管理者の名称

広島県知事 藤田 雄山

### 4. 事業範囲

本事業は，PFI 法に基づき，県と事業契約を締結し，当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が，移転する県立可部高等学校（以下，「新設施設」といいます。）の整備業務及び維持管理業務，既存の県立可部高等学校（以下，「既存施設」といいます。）の解体業務を行うことを事業の範囲とします。

その概要は，次のとおりです。

#### （1）新設施設の整備業務

選定事業者は，新設施設の設計，建設及び施工監理，その他これらを実施する上で必要とされる各種手続きなどを行います。

#### （2）既存施設の解体業務

選定事業者は，既存施設の解体にかかる業務を行います。

#### （3）新設施設の維持管理業務

選定事業者は，新設施設にかかる維持管理業務を行います。

### 5. 事業の方式

選定事業者が施設の設計・建設業務等を行った後，県に所有権を移転し，事業期間中，維持管理業務等を行う BTO（Build Transfer Operate）方式とします。

## 6. 施設整備等の概要

### (1) 事業実施場所

建設計画地	広島市安佐北区可部町大字上原字寺山
敷地面積	約 33,000 m <sup>2</sup> (校舎敷地 約 15,000 m <sup>2</sup> , グランド敷地 約 18,000 m <sup>2</sup> )
前面道路	幅員約 10m
区域	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火指定	指定なし
その他の地域・地区	指定なし
形態規制	建ぺい率：50%，容積率：100%

### (2) 建設する施設

延床面積(想定)	12,750 m <sup>2</sup> 程度	
校舎	必要諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室 (25 教室)</li> <li>・特別教室 (18 教室)</li> <li>・管理室 (職員室, 準備室, 保健室, 生徒会室等)</li> <li>・その他 (図書室, 食堂・厨房, 職員用休養室, 倉庫等)</li> </ul>
	主な設備	エレベーター(障害者用), 空調設備(一部の室)等
	延床面積	8,900 m <sup>2</sup> 程度
屋内運動場	必要諸室	アリーナ, 柔剣道場, 部室, トレーニング室 など
	延床面積	2,800 m <sup>2</sup> 程度
駐輪場	自転車 400 台程度を駐輪できる面積	
グラウンド	主な設備	夜間照明, 散水栓, 防球ネット など
	面積	18,000 m <sup>2</sup> 程度

### (3) 解体する施設

- ・ 県立可部高等学校 (既存の学校)

所在地	広島市安佐北区可部三丁目 15-26
建物敷地面積	約 13,000 m <sup>2</sup>

## II. 本事業の評価

本事業において、県が自ら実施する場合と PFI 方式により実施する場合を比較することによって、特定事業選定における客観的評価を行いました。

### 1. コスト算出による定量的評価

#### (1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うにあたり、設定した主な前提条件は次のとおりです。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではありません。

区分	県が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①新施設整備費 ②新施設の維持管理業務費 ③既存施設解体費	①サービス購入料 (新施設整備費、新施設の維持管理業務費、既存施設解体費、等) ②公募費用 等
共通条件	①設計・建設期間 平成 18 年 1 月～平成 20 年 1 月 ②維持管理期間 平成 20 年 4 月～平成 40 年 3 月 ③インフレ率 1% ④割引率 4%	
設計・建設、維持管理・運営及び解体に関する費用	県の仕様及び県立高校等類似施設の実績等に基づき設定	本事業における民間事業者に対する参入意向調査の結果等に基づき、コスト削減率を設定
施設整備にかかる資金調達に関する事項	いずれも県によって実施 ①起債 ②一般財源 ③国庫補助金	

#### (2) 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額を現在価値換算額で比較した結果は次のとおりです。

項目	金額（現在価値）
県が自ら実施する場合の財政負担額	2,556 百万円
PFI 方式により実施する場合の財政負担額	2,099 百万円
財政負担削減額	457 百万円

この結果、県が直接事業を実施する場合の財政負担額に比べて、PFI 事業により実施する場合の財政負担額は、約 457 百万円削減されるものと見込まれます。

なお、この評価は、次の 2 に示す定性的評価及びリスク調整額を加味していません。

## 2. PFI事業として実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、民間資金、選定事業者の経営能力及び技術的能力等の活用による定性的評価としては、次のような効果が見込まれます。

### (1) 学習環境の向上および県民サービスの向上

PFI方式による設計・建設から維持管理までの一貫したサービスの提供により、高い利便性、機能性が期待でき、学習環境の向上が期待できます。そのことによる、県民サービスの向上が期待できます。

また、本事業は、全日制課程・定時制課程の両課程が同時間帯に併置されることを考慮した施設・設備の配置や生徒相互の交流機能を持った空間領域の設定、地域環境、土地形状を踏まえた提案や、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等が期待できます。

### (2) 効率的な維持管理の実施

本事業はPFI方式を用いることにより、設計・建設、維持管理業務までを一括して選定事業者任せのため、業務毎に発注する場合と比較して効率化が図られ、その結果、費用の最小化を視野に入れた整備が可能となります。

併せて本施設のLCC（ライフ・サイクル・コスト）の削減についても期待できます。また、選定事業者の創意工夫が発揮されるものとして期待できます。

### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を県と選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

## 3. 総合評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、県が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約457百万円の財政負担額の削減が達成されることが見込まれます。

また、定量化できない多くの定性的効果も期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。